

(3) 実質公債費比率	3.5%
--------------------	-------------

実質公債費比率は、早期健全化基準、財政再生基準のほかにも指標が18%以上になると、村債の発行に際して県知事の許可が必要となり、25%を超えると一部の村債の発行が制限されますが、本村の比率は、これを大きく下回っています。

(算式)

$$\frac{\text{地方債の元利償還金等} - \text{交付税算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{交付税算入額}} \times 100 \text{ の3ヶ年平均}$$

単年度の比率は、前年度より1.15ポイント(2.11%→0.96%)減少しました。
減少した原因は、教員住宅建設費の償還期間が終了したことなどにより村の負担が少なくなったためです。
地方債の元利償還金は平成25年度以降減少していますが、橋梁改修事業や学校施設建築などの大型事業の実施により、今後は徐々に増加傾向に転じていくと思われます。

(単位：千円)

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
①地方債の元利償還金	320,796	326,611	350,527	283,985	265,576
②準元利償還金	250,070	213,408	193,316	82,629	42,654
減債基金積立金(満期一括償還金の償還準備部分)	146,847	124,820	124,823	23,008	2,428
公債費に準じる債務負担行為に関する支出	20,903	20,043	11,273	10,867	1,466
公営企業債の償還財源に充当した一般会計からの繰出金	82,320	68,545	57,220	48,754	38,760
観光事業	17,252	9,640	247	1,044	463
簡易水道事業	8,767	8,869	11,118	12,345	9,238
下水道事業	56,301	50,036	45,855	35,365	29,059
一時借入金の利子	0	0	0	0	0
③交付税に算入された元利償還金等	383,928	368,160	357,796	316,784	284,845
④元利償還金等の財源に充てられる特定財源	0	0	0	0	0
分子⑤ = (①+②) - (③+④)	186,938	171,859	186,047	49,830	23,385
⑥標準財政規模	2,777,265	2,825,436	2,796,482	2,677,059	2,718,086
⑦交付税に算入された元利償還金等(再掲)	383,928	368,160	357,796	316,784	284,845
分母⑧ = ⑥ - ⑦	2,393,337	2,457,276	2,438,686	2,360,275	2,433,241
単年度比率 ⑤/⑧	7.81%	6.99%	7.63%	2.11%	0.96%

平成27年度決算の比率(平成25~27年度の平均)	3.5%
平成26年度決算の比率(平成24~26年度の平均)	5.5%

平成25年度決算に基づく実質公債費比率 **3.5%** < **早期健全化基準 25.0%** (分子608,310千円相当)